

特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会

役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会（以下、本会という）定款第18条（報酬等）に基づき、理事・監事・評議員（以下、役員という）の報酬について基本事項を定めることを目的とする。

第2条（報酬及び費用の支給）

本会は、原則として役員報酬は支給しない。ただし、一定以上の勤務を定常的に担う役員に対しては、理事会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。また、旅費等の実費を支給することができる。

第3条（報酬の支払方法）

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

第4条（報酬の支払日）

役員の報酬は、月額を当月25日に支給する。但し、その支給日が休日および金融機関の休業日に当たる時は、その前日に支給する。

第5条（報酬の額の決定）

役員の報酬の額は、勤務の状況等に応じて、理事会の決議により定める総額の範囲内で、理事会で決定するものとする。

第6条（任期の途中での扱い）

任期の途中において新たに報酬を受ける役員になった者については、その日から報酬を支給する。

2 報酬を受ける役員が任期の途中において報酬を受ける対象でなくなった場合、または解任され役員でなくなった場合には、その日までの報酬を支給する。

3 報酬を受ける役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

第7条（通勤手当）

報酬を受ける役員には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。但し、月額2万5千円を上限とする。

第8条（改廃）

この規定の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

第9条（補則）

この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

2019年6月1日改定施行

特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会

給与規定

第1章 総則

第1条（目的）

この規定は、特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会事務局員就業規則第32条の定めるところにより、事務局員の給与及び賞与について定めたものである。

2 アルバイトスタッフの給与については別に定める。

第2条（給与体系）

給与は、月例給与と賞与とする。

第3条（月例給与の構成）

給与の構成は次のとおりとする

- (1) 基本給
- (2) 家族手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 駐在員手当
- (6) 危険手当
- (7) 役職手当
- (8) 時間外勤務手当
- (9) 深夜勤務手当
- (10) 休日勤務手当

第4条（給与締め切り日及び支払日）

月例給与の計算期間は、前月11日から当月10日までとし、当月25日に支給する。ただし支給日が休日及び金融機関の休業日に当たるときは、その前日に支給する。

2 前項に関わらず、次の各号の一に該当するときは、事務局員（本人が死亡した場合は、その遺族）の請求により、月例給与の支給日前であっても、既往の勤務に対する月例給与を支給する。

- (1) 事務局員が死亡・退職したとき、あるいは解雇されたとき
- (2) 事務局員またはその家族の結婚・葬儀、天災その他の災厄もしくは傷病のための費用を必要とするとき
- (3) 事務局員またはその家族のやむを得ない事由により、事務局長の承認を得た場合

第5条（給与の支払い）

給与は、通貨で全額を直接事務局員に支給する。事務局員の同意があるときは本人の指定する金融機関の口座に、給与の全額または一部を払い込むことがある。

2 法令で定められた次の第1号から第6号のもの、また事務局員との合意があるものについては、前項の定めによらず、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 介護保険料

- (5) 厚生年金保険料
- (6) 雇用保険料

第6条（遅刻・早退・私用外出・欠勤の取り扱い）

遅刻、早退および私用外出した時間については、1 給与計算期間においてすべての時間を合計し、時間単価に基づき、それに対応する金額を控除する。

2 欠勤は、1 労働日につき賃金日額を控除する。

第7条（日割計算）

月例給与の計算期間の中途において、次の各号のいずれかに該当したときは、日割りで計算して支給する。

- (1) 採用または退職したとき
- (2) 無給扱いとされる休暇、休業、休職に入ったとき、または無給扱いとされる休暇、休業、休職から復職したとき

第8条（賃金日額・時間単価の計算）

賃金日額および時間単価については、次の算式により計算する。ただし算式中の月例給与には時間外勤務手当、深夜勤務手当および休日勤務手当を除く。

- (1) 賃金日額＝月例給与÷1カ月の平均所定労働日数
- (2) 時間単価＝月例給与÷1カ月の平均所定労働時間数

第9条（平均賃金）

平均賃金は次の算式により計算する。ただし入職3カ月に満たない者については、入職日から当該計算事由の発生した日までの期間で計算する。

平均賃金＝支払い事由発生日以前3カ月の支払総額÷当該3カ月の総日数

第2章 基本給

第10条（基本給・諸手当の決定）

月例給与の構成及び基本給・諸手当の詳細は別表により、当年度4月1日現在の年齢によって各人ごとに定める。

- 2 基本給には所定の時間分の時間外勤務手当を含むものとする。
- 3 実際の法定時間外労働にもとづいて計算した割増賃金が前項の時間外勤務手当を超えるときはその差額を支給する。
- 4 前2項は管理監督者には適用しない。

第11条（昇給）

昇給は、原則として毎年1回行う。ただし会の事業内容等によりやむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

第3章 手当

第12条（家族手当）

扶養家族を有する事務局員に対して次の区分により家族手当を支給する。(1)については合計で3人までとする。

- (1) 満18歳未満の実子

(2) 前各号以外の者で会が特に認めた者

2 前項の扶養家族に所得がある場合で、その所得の額が所得税法の非課税限度額を超えたときは支給を停止する。

第 13 条 (住居手当)

事務局員には住居手当を支給する。

第 14 条 (通勤手当)

事務局員には次の区分により通勤手当を支給する。

(1) 自宅から事務所までの距離が 2 キロ以上の者：会が認める最短順路により計算した電車、バス等の公的交通機関の往復交通費の出勤日数分を毎月支給する。ただし月額 2 万 5 千円を上限とする。

(2) 自宅から事務所までの距離が 2 キロ未満の者：当該区分についての手当は支給しない。

第 15 条 (駐在員手当)

海外駐在員には駐在員手当を支給する。

第 16 条 (危険手当)

著しく危険が伴う業務に従事する事務局員に対して危険手当を支給する。

2 当該業務の範囲、支給額その他支給に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

第 17 条 (役職手当)

事務局長、グループチーフには、役職手当を支給する。

第 18 条 (割増賃金の算定基礎額及び単価)

時間外労働、深夜労働および休日労働に係る割増賃金の算定基礎額には家族手当、通勤手当、駐在員手当、役職手当および賞与は算入しない。

2 割増賃金の単価は次の算式により計算する。

$$\text{割増賃金単価} = \text{算定基礎額} \div (\text{1カ月の平均所定労働時間数} + \text{想定残業時間} \times 1.25)$$

第 19 条 (時間外勤務手当)

事務局員が給与規定第 10 条第 3 項に該当する場合には、時間外勤務手当を支給する。ただし管理監督者には支給しない。

2 時間外勤務手当は次の算式により計算する。

$$\text{時間外勤務手当} = \text{割増賃金単価} \times 1.25 \times (\text{法定時間外労働時間} \cdot \text{基本給に含まれる所定の時間})$$

第 20 条 (深夜勤務手当)

事務局員が午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務した場合には深夜勤務手当を支給する。

2 深夜勤務手当は次の算式により計算する。

$$\text{深夜勤務手当} = \text{割増賃金単価} \times 1.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

3 時間外勤務が深夜に及んだ場合には、時間外勤務手当の割増率 1.25 に深夜勤務手当の割増率 0.25 を加算して計算する。また法定休日勤務が深夜に及んだ場合には、休日勤務手当の割増率 1.35 に深夜勤務手当の割増率 0.25 を加算して計算する。

第 21 条（休日勤務手当）

事務局員が法定休日に勤務した場合には、休日勤務手当を支給する。ただし管理監督者には支給しない。

2 前項の休日勤務において、代休を与えられた場合は休日勤務手当を支払わず、割増分のみ支給する。

3 休日勤務手当は次の算式により計算する。

$$\text{休日勤務手当} = \text{割増賃金単価} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

第 4 章 賞与

第 22 条（賞与）

賞与は、事務局員の勤務状況を勘案して、年 2 回支給することを原則とするが、財政状況により支給しない場合もある。

2 賞与は、支給日に在職する者に支給する。

3 賞与の支給額・支給日は、その都度定める。

附則

この規定は 2001 年 9 月 1 日から施行する。

2021 年 4 月 1 日一部改訂

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人シャブラニール=市民による海外協力の会	事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日
-----	------------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	9,821,000円
賛助会費受取会費	4,086,000円
受取寄附金	118,061,419円
受取助成金等	104,554,557円
クラフトリンク活動収益	8,788,703円
国内活動収益	309,515円
知的貢献活動収益	879,145円
受取利息	30,718円
その他収益	669,240円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	247,200,297円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

受取寄附金のうち、61,232,001円は、書籍、切手、葉書、貴金属等の現物寄附によるもの

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
フェアトレード商品等の販売	円	添付のカタログご参照
※開発教育教材の販売（以下）	円	
ダッカのストリートチルドレン・100人の子どもたち	8,000円	
ジュキちゃんのカレー	1,600円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
※開発教育教材の貸出（以下）	円	
ダッカのストリートチルドレン・100人の子どもたち	2,500円	
バングラデシュバッグ	4,000円	
子どもの瞳に映る世界セット	1,200円	
家事使用人として働く少女セット	1,200円	
フェアトレード・ノクシカタ生産者セット	2,000円	
ガーメントガールズ DVD	1,000円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
講師派遣	円	先方（学校等）の謝礼による
	円	ため、数千円~数万円
各種講座	500~1,000円	資料代等として
各種委託業務	円	個別契約
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		57,903,148 円	日本 NGO 連携無償資金協力
		37,646,850 円	寄贈切手等換金
		20,672,492 円	助成金
		13,000,000 円	JICA 草の根技術協力事業
		3,121,814 円	日本 NGO 連携無償資金協力

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		49,660,017 円	プロジェクト費
		30,476,806 円	プロジェクト費
		5,965,796 円	郵送費等
		5,658,075 円	プロジェクト費
		5,060,668 円	事務所家賃等

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
別紙1ご参照				円	
	※以下は集計情報			円	
			R2.4.1~ R3.3.31	2,063,705 円	フェアトレード商品販売
			R2.4.1~ R3.3.31	731,480 円	フェアトレード商品販売
	(合計)	(411件)		2,795,185 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			R2.11.6	73,731 円	バンガラ・ネパール現地プロジェクト 外事業評価委託料
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

元書類收受日 令和3年6月30日

差替書類收受日 令和4年2月15日

別紙1 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R02.04.04	30,461 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.08	730 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.09	20,056 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.10	21,362 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.14	13,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.15	10,075 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.15	4,533 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.18	2,920 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.18	10,950 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.22	3,650 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.22	3,650 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.23	2,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.24	6,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.28	2,462 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.30	2,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.04.30	1,460 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.02	2,740 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.02	1,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.02	12,540 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.02	2,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.02	6,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.07	3,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.09	6,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.13	1,460 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.16	730 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.19	2,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.19	2,920 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.19	3,356 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.19	23,760 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.19	8,078 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.19	2,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.23	5,166 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.27	6,490 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.27	6,128 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.27	5,954 円	フェアトレード商品販売
			R02.05.29	5,457 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.02	7,720 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.02	7,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.09	3,520 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.10	7,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.11	6,036 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.11	7,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.13	2,276 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.16	7,190 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.17	2,190 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.18	6,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.18	14,580 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.19	2,190 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.20	1,460 円	フェアトレード商品販売
			R02.06.20	2,160 円	フェアトレード商品販売

別紙1 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R02.06.25	1,069 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.09	989 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.15	5,620 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.15	653 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.15	583 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.15	1,166 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.15	1,971 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.16	6,234 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.16	3,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.22	4,858 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.22	6,456 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.28	2,376 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.28	1,728 円	フェアトレード商品販売
			R02.07.31	6,588 円	フェアトレード商品販売
			R02.08.04	1,540 円	フェアトレード商品販売
			R02.08.15	2,640 円	フェアトレード商品販売
			R02.08.15	2,879 円	フェアトレード商品販売
			R02.08.15	6,720 円	フェアトレード商品販売
			R02.08.26	7,920 円	フェアトレード商品販売
			R02.08.26	9,088 円	フェアトレード商品販売
			R02.08.26	10,282 円	フェアトレード商品販売
			R02.08.26	6,266 円	フェアトレード商品販売
			R02.09.03	6,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.09.04	2,190 円	フェアトレード商品販売
			R02.09.09	9,855 円	フェアトレード商品販売
			R02.09.09	14,714 円	フェアトレード商品販売
			R02.09.15	3,110 円	フェアトレード商品販売
			R02.09.23	1,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.09.25	4,340 円	フェアトレード商品販売
			R02.09.30	7,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.10.01	657 円	フェアトレード商品販売
			R02.10.07	24,750 円	フェアトレード商品販売
			R02.10.22	1,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.10.22	2,376 円	フェアトレード商品販売
			R02.11.17	1,210 円	フェアトレード商品販売
			R02.11.17	1,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.11.25	6,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.11.25	6,570 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.04	10,098 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.05	5,450 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.05	6,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.09	5,535 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.09	1,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.09	1,280 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.09	8,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.10	6,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.10	2,920 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.10	3,060 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.10	6,120 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.10	7,050 円	フェアトレード商品販売

別紙1 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R02.12.10	6,650 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.10	14,480 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	7,030 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	15,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	730 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	7,850 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	2,170 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	1,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	2,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	2,520 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	1,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	13,400 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	7,030 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	1,130 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	7,400 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	2,650 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	6,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	8,070 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	6,340 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	6,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	2,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	3,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	6,510 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	6,430 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	6,260 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	11,650 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	2,480 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	6,350 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	3,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.14	1,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.15	2,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.15	1,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	8,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	2,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	8,720 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	7,360 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	8,210 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	9,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	49,080 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	1,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	52,512 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	5,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.16	2,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	1,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	2,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	2,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,580 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	1,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	1,200 円	フェアトレード商品販売

別紙1 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R02.12.17	6,450 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	7,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	4,940 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,750 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,630 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	2,550 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	2,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,720 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	7,450 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	13,480 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,110 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	5,320 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	7,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	2,847 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	7,400 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	4,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	8,030 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	9,520 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,185 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,350 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	12,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	2,950 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	1,670 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	1,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	7,550 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,510 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,400 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,580 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,950 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,400 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,280 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	3,850 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	1,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.17	6,180 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	9,137 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	2,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	750 円	フェアトレード商品販売

別紙1 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R02.12.18	1,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	6,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	2,630 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	8,430 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	3,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	4,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	3,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	12,770 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	11,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	8,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	7,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	4,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	6,050 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	7,850 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	3,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	7,470 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.18	4,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	7,659 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	7,470 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	8,030 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	1,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	4,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	8,010 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	3,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	2,485 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	5,570 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	3,160 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	6,750 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	7,470 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	10,860 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	8,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.19	12,650 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	3,470 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	1,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	11,370 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	6,150 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	2,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	14,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	8,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	19,400 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	3,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	2,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	7,807 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	6,550 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	3,370 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	4,290 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	1,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	9,370 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	6,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	3,170 円	フェアトレード商品販売

別紙1 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R02.12.20	1,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	6,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	6,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	6,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	3,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	12,400 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	6,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	1,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	6,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	7,750 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	6,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	11,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	2,400 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	4,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	7,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	2,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	7,650 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.20	4,550 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	6,630 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	7,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	2,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	1,650 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	6,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	6,018 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	5,350 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	3,150 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	6,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	6,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	2,880 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	3,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	1,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	7,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	8,580 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	7,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	6,070 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	10,280 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	7,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.22	6,160 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	7,460 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	1,900 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	4,690 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	7,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	6,000 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	2,750 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	14,700 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	6,120 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	10,050 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	6,450 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	7,300 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	2,700 円	フェアトレード商品販売

別紙1 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R02.12.23	6,250 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	5,715 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	12,460 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	5,743 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	6,400 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	5,517 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	2,650 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	3,630 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.23	6,800 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.24	8,100 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.24	2,600 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.24	2,500 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.25	3,590 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.25	6,780 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.26	1,200 円	フェアトレード商品販売
			R02.12.26	6,260 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.05	6,520 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.05	6,110 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.05	3,100 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	3,530 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	4,050 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	2,600 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	3,800 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	6,250 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	6,500 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	6,330 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	4,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	4,300 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	3,960 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.06	16,110 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.07	9,930 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.09	6,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.09	1,860 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.09	6,490 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.09	7,750 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.09	7,610 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.09	6,500 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.09	3,420 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.12	6,650 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.12	6,800 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.12	6,160 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.13	53,472 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.13	6,700 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.13	3,220 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.13	3,150 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.14	3,650 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.14	6,320 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.14	13,920 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.14	6,750 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.15	6,620 円	フェアトレード商品販売

別紙1 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R03.01.15	4,100 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.19	3,550 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.20	750 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.20	3,540 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.23	6,950 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.24	10,750 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.24	2,500 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.25	2,190 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.26	28,855 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.26	9,550 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.28	3,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.28	5,500 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.28	3,330 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.28	7,450 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.28	6,700 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.29	6,900 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.29	7,600 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.30	6,290 円	フェアトレード商品販売
			R03.01.30	1,750 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.02	2,500 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.02	3,050 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.02	6,717 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.02	7,650 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.02	3,750 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.03	3,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.05	2,385 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.06	2,600 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.09	11,392 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.10	2,500 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.10	29,304 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.12	11,900 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.13	6,330 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.16	6,080 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.16	15,960 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.17	17,780 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.19	3,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.20	3,400 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.24	200,716 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.24	16,560 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.26	6,380 円	フェアトレード商品販売
			R03.02.27	4,940 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.02	6,300 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.04	1,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.04	5,400 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.06	6,900 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.06	11,808 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.06	3,880 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.06	12,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.09	7,330 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.09	2,600 円	フェアトレード商品販売

別紙1 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R03.03.09	4,050 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.09	6,780 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.09	8,500 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.10	3,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.10	5,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.11	7,110 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.13	7,850 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.17	6,000 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.25	52,820 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.25	6,250 円	フェアトレード商品販売
			R03.03.31	7,200 円	フェアトレード商品販売

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	1,000円	R2.04.06
	1,000円	R2.05.11
	1,000円	R2.06.04
	50,000円	R2.07.01
	1,000円	R2.07.07
	1,000円	R2.08.04
	1,000円	R2.09.04
	50,000円	R2.09.30
	1,000円	R2.10.06
	1,000円	R2.11.05
	100,000円	R2.12.02
	1,000円	R2.12.07
	1,000円	R3.01.07
	1,000円	R3.02.04
	1,000円	R3.03.09
		円
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
32人	74,735,055円 (うちバン格拉デシュ事務所 10,305,397円 ネパール事務所 3,593,234円)

別紙2 支出した寄附金に関する事項

支出年月日	支出先の名称等	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
R2.4.8			新型コロナ緊急救援	219,360 円
R2.6.3			新型コロナ緊急救援	652,235 円
R2.6.4			新型コロナ緊急救援	395,604 円
R2.6.5			新型コロナ緊急救援	485,910 円
R2.6.11			災害リスク軽減のためのコミュニティ開発支援	3,041,648 円
R2.6.11			新型コロナ緊急救援	254,405 円
R2.6.25			家事使用人として働く少女支援	2,931,451 円
R2.7.27			洪水・土砂崩れリスク削減プロジェクト	22,198,704 円
R2.7.31			サイクロン・アンファン緊急救援	15,002,006 円
R2.9.21			洪水・土砂崩れリスク削減プロジェクト	1,312,882 円
R2.10.14			洪水・土砂崩れリスク削減プロジェクト	534,765 円
R2.10.21			災害リスク軽減のためのコミュニティ開発支援	4,746,130 円
R2.10.21			サイクロン・アンファン緊急救援	3,591,688 円
R2.11.18			洪水・土砂崩れリスク削減プロジェクト	1,081,030 円
R2.11.24			災害リスク軽減のためのコミュニティ開発支援	937,081 円
R2.11.30			チャイルドヘルプライン運営費	1,500,000 円
R2.12.3			家事使用人として働く少女支援	1,355,632 円
R2.12.21			洪水・土砂崩れリスク削減プロジェクト	884,807 円
R3.1.19			洪水・土砂崩れリスク削減プロジェクト	750,277 円
R3.1.21			家事使用人として働く少女支援	1,370,992 円
R3.2.18			災害リスク軽減のためのコミュニティ開発支援	1,577,338 円
R3.2.18			災害リスク軽減のためのコミュニティ開発支援	564,875 円
R3.2.19			洪水・土砂崩れリスク削減プロジェクト	1,290,785 円
R3.3.6			洪水・土砂崩れリスク削減プロジェクト	21,606,767 円
R3.3.11			初等教育支援	621,323 円
R3.3.11			初等教育支援	465,299 円
	合計			89,372,994 円

別紙3 海外への送金等に関する事項

実施日	使途	金額
R2.04.08	ネパールへの緊急救援送金	219,360円
R2.06.03	ネパールへの緊急救援送金	652,235円
R2.06.04	バングラデシュへの緊急救援送金	395,604円
R2.06.05	バングラデシュへの緊急救援送金	485,910円
R2.06.11	バングラデシュへのプロジェクト費送金	3,041,648円
R2.06.11	バングラデシュへの緊急救援送金	254,405円
R2.06.25	バングラデシュへのプロジェクト費送金	2,931,451円
R2.07.01	ネパールへの輸入代金送金	56,747円
R2.07.03	バングラデシュへのプロジェクト費送金	4,819,425円
R2.07.31	バングラデシュへの緊急救援送金	15,002,006円
R2.08.06	バングラデシュへの輸入代金送金	36,235円
R2.08.11	バングラデシュへのプロジェクト費送金	1,167,533円
R2.09.09	バングラデシュへのプロジェクト費送金	1,061,302円
R2.09.16	バングラデシュへのプロジェクト費送金	1,630,790円
R2.09.23	バングラデシュへの輸入代金送金	147,633円
R2.10.21	バングラデシュへのプロジェクト費送金	4,746,130円
R2.10.21	バングラデシュへの緊急救援送金	3,591,688円
R2.11.09	バングラデシュへのプロジェクト費送金	2,591,177円
R2.11.24	バングラデシュへのプロジェクト費送金	937,081円
R2.11.30	ネパールへのプロジェクト費送金	1,500,000円
R2.12.03	バングラデシュへのプロジェクト費送金	1,373,325円
R2.12.03	バングラデシュへのプロジェクト費送金	1,355,632円
R2.12.08	バングラデシュへの輸入代金送金	708,448円
R2.12.08	バングラデシュへの輸入代金送金	113,444円
R2.12.08	バングラデシュへの輸入代金送金	93,004円
R2.12.08	ネパールへの輸入代金送金	30,265円
R3.01.06	バングラデシュへのプロジェクト費送金	988,427円
R3.01.06	ネパールへの輸入代金送金	72,203円
R3.01.21	バングラデシュへのプロジェクト費送金	1,370,992円
R3.02.04	バングラデシュへのプロジェクト費送金	1,152,103円
R3.02.18	バングラデシュへのプロジェクト費送金	1,577,338円
R3.02.18	バングラデシュへのプロジェクト費送金	564,875円
R3.02.26	バングラデシュへのプロジェクト費送金	1,934,865円
R3.03.11	バングラデシュへのプロジェクト費送金	621,323円
R3.03.11	バングラデシュへのプロジェクト費送金	465,299円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人シャプラニール=市民による海外協力の会	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和2年4月1日～令和3年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人シャプラニール=市民による海外協力の会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		12人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況								
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日	
竹内（藤岡） 恵美子		理事		○								H27. 6. 27 理事就任
柴田（後藤） 麻理子		理事		○								H29. 6. 24 理事就任
定松栄一		理事		○								H29. 6. 24 理事就任
子島進		理事		○								H30. 6. 23 理事就任
坂口和隆		理事		○								R1. 6. 27 理事就任
石渡正人		理事		○								R1. 6. 22 理事就任
佐藤（椎名） 麻衣		理事		○								R1. 6. 22 理事就任
大西靖典		理事		○								R2. 6. 20 理事就任
野口真弓 （村山真弓）		理事		○								R2. 6. 20 理事就任
富田さとし		監事		○								H30. 6. 23 監事就任
大橋正明		監事		○								R1. 6. 22 監事就任
岩城幸男		監事		○								R1. 6. 27 監事就任

（注意事項）認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (PCA 会計) 使用 ルーズリーフ	毎日	10年
入金伝票	ルーズリーフ	毎日	10年
出金伝票	ルーズリーフ	毎日	10年
振替伝票	ルーズリーフ	毎日	10年
給与台帳	ルーズリーフ (エクセル)	月次	7年
棚卸台帳	ルーズリーフ (エクセル)	毎日	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に比べて著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次葉))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会
-----	-------------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
						✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ジャプラニール=市民による海外協力の会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ